

TOP GLOBAL UNIVERSITY PROJECT APPLICATION GUIDELINES

平成26年度

スーパーグローバル大学等事業

「スーパーグローバル大学創成支援」

公募要領

～我が国社会の国際化を先導する

グローバル大学30校を創成～



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次 Table of Contents

1. 事業の背景・目的 Background & Objectives	1
2. 事業の概要 Project Overview	2
(1) 対象機関 Target Organizations	2
(2) 対象事業 Target Projects	2
(3) 事業の申請者 Project Applicants	2
(4) 選定件数 Number of Programs to be Selected	2
(5) 申請件数 Application Limitation	2
(6) 実施期間 Period of Implementation	2
(7) 事業の評価等 Project Evaluation	3
(8) 補助金基準額 Upper Limits of Subsidy	3
(9) 対象とする構想 Target Plan	3
(10) 費用 Costs	11
3. 選定方法等 Selection Methods, etc.	12
4. 事業の実施 Implementation of the Project	13
5. 提出書類 Submission of application forms	14
6. その他 Others	15
7. 問い合わせ先等 Inquiries, etc.	16

(別添 1) Attachment 1 経費の使途可能範囲

スーパーグローバル大学等事業 ～スーパーグローバル大学創成支援～ Top Global University Project

1. 事業の背景・目的 Background & Objectives

10年後の未来、我が国の高等教育にはいかなる景色が拓がっているのか。少子高齢化による生産年齢人口の減少や経済社会活動のグローバル化の加速等、日本の高等教育を取り巻く環境は今後、より大きく転換することが明らかです。世界的には、各国が高等教育を科学技術の進展や高度人材育成の支柱として捉え戦略的な展開を見せており、また、社会の多様な場面でグローバル化が急速に進展し、学生や研究者の流動性が年々拡大していることに伴い、高等教育の分野における国や地域を越えた競争や調和に向けた動きが加速しています。

このような状況の中、国の成長を牽引する知的拠点として社会の期待に応えるべき我が国の大学には、世界中から優秀な研究者や学生を集め、異なる文化への寛容性を持って地球規模課題の解決や未来の創造に貢献しグローバルに活躍する人材や、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造に積極的に貢献しようとする志を持った人材を育成するとともに、世界の高等教育マーケットにおける存在感を発揮し、世界に伍していくことが強く求められています。これらを実現するためには、個々の大学の特性や強みを生かしつつ、大学自体の体制や組織文化そのものの国際通用性を高め、国際競争力を向上させなくてはなりません。

安倍内閣においても、「経済再生」とともに「教育再生」は最重要課題の一つとなっており、教育再生実行会議では、優先的な課題として「大学改革、グローバル人材育成」が取り上げられ、大学の教育内容や教育環境の徹底した国際化に取り組む大学を強力に支援することが提言にまとめられました。

これを受け、文部科学省ではこのたび、徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行う大学や、我が国社会の国際化を牽引する大学を重点支援する「スーパーグローバル大学創成支援」を開始します。

2. 事業の概要 Project Overview

(1) 対象機関 Target Organizations

我が国の国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。））

(2) 対象事業 Target Projects

以下、2つの申請区分によることとします。

○ タイプA：トップ型

世界大学ランキングトップ100を目指す力のある、世界レベルの教育研究を行うトップ大学を対象とします。

○ タイプB：グローバル化牽引型

これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国の社会のグローバル化を牽引する大学を対象とします。

(3) 事業の申請者 Project Applicants

① 申請者

事業の申請は、大学の設置者から文部科学大臣宛に行うこととします。本事業は、「大学改革」と「国際化」を断行し、国際通用性、ひいては国際競争力の強化に取り組む大学の教育環境の整備支援を目的としており、当該目的のための取組を進める一
の大学による申請を原則とします。

② 構想責任者

大学において構想の実現を担う者で、構想の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「構想責任者」を選任してください。この構想責任者は大学の学長又は副学長とします。

(4) 選定件数 Number of Projects to be Selected

○ タイプA：10件程度

○ タイプB：20件程度

(5) 申請件数 Application Limitation

1つの大学が本事業に申請できる件数は、タイプA及びタイプBそれぞれについて1件までとします。タイプA、タイプBともに申請し、タイプAの申請が採択された場合、自動的にタイプBの申請は不採択となります。

(6) 実施期間 Period of Implementation

最大10年間（国の財政事情等により10年間で必ず保証するものではありません。）。

(7) 事業の評価等 Project Evaluation

毎年度ごとのフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、支援開始から4年目の平成29年度と7年目の平成32年度に中間評価、支援終了後（支援開始から11年目の平成36年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。これらの評価等については、委員会（12頁参照）で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

また、事業開始から5年目の平成30年度には、その前年度の中間評価の結果も踏まえ、より有意義な事業の実施に資する、発展的な構想の見直しができる機会を設ける予定です。

(8) 補助金基準額（本事業において支援できる上限） Upper Limits of Subsidy

本事業における標準的な支援額（タイプA 420百万円、タイプB 172百万円）を踏まえ、事業内容等を勘案の上、1件当たりの年間補助金基準額は、各タイプ以下の通りとします。

なお、構想の規模、実施年に応じ、充当する経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助金額は本事業全体の予算額等に応じて調整します。

※ 事業規模が補助金額を超える場合、その差額は自己収入等の財源により大学が負担するものとします。なお、2年目以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※ 本事業では、補助事業上限額は設定しません。

- タイプA 500百万円
- タイプB 入学定員規模1,000人以上：300百万円
同 1,000人未満：200百万円

(9) 対象とする構想 Target Plan

本事業の対象となる構想は、当該補助金による10年間の取組だけでなく、大学独自で実施する取組や文部科学省が実施する他の補助金事業、さらには実施期間終了後の計画も含め、徹底した「大学改革」と「国際化」を断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力の強化を進めるための総合的・中長期的なものとします。

構想調書には、以下の観点（両タイプ共通の観点及びタイプ毎の個別観点）について、現状及び実績と、それらを踏まえた取組の内容、達成目標等について明確に記載してください。当該達成目標は、実現性を損なわない範囲で挑戦的なものとし、その条件や時期についても、具体的に示してください。

【共通観点1】－構想の創造性、展開性等

構想・ビジョンが、各大学の理念等と整合し、かつ戦略性、創造性、展開性及び実現可能性を有したものとなっているか。タイプに合った革新性、先見性及び先導性ある構想となっているか。また、取組が概ね全学的なものであり、大学全体の底上げが認められる内容となっているか。

【共通観点2】－共通の成果指標と達成目標

前提条件となる事項（大学改革、国際化等）に関し、「スーパーグローバル大学」に相応しい実績を有し、かつ目標設定がなされているか。

1. 国際化関連

(1) 多様性

(教職員)

- ① 教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合
外国籍の教員、外国の大学で学位を取得した日本人教員、外国で通算1年以上又は3年以上の教育研究歴のある日本人教員について、それぞれの数と合計値及び全体に占めるその割合。
- ② 職員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任職員等の割合
外国籍の職員、外国の大学で学位を取得した日本人職員及び外国で通算1年以上の職務・研修経験のある日本人職員について、それぞれの数と合計値及び全体に占めるその割合。
- ③ 教職員に占める女性の比率

男女共同参画推進の視点から、専任教職員それぞれの中で女性の占める割合。

(学生)

- ④ 全学生に占める外国人留学生の割合
外国人留学生の内、在留資格が「留学」の数に加え、「留学」の在留資格を有さない短期留学生等を含む全体数と、それぞれの合計値及び全体に占める割合。

(2) 流動性（学部・大学院）

① 日本人学生に占める留学経験者の割合

- ・日本国籍を有している正規学生の内、単位取得を伴う留学を経験した学生の数及び割合。留学期間は問わない。
- ・大学院生について、教員の指導の下、3ヶ月以上の研究派遣された学生の数及び割合。この場合、単位取得の是非は問わない。

② 大学間協定に基づく交流数

外国の大学との連携・交流協定に基づき交流する／した学生数とその割合。日本人学生及び外国人留学生について、単位取得を伴う人数と、伴わない人数それぞれを確認。

(3) 留学支援体制

① 日本人学生の留学についての支援体制の構築

日本人学生の留学を促進する十分な体制を構築している／しようとしているか。また、その際は留学先でのリスク回避や危機管理等についても、十分な指導を事前に行っているか。

例) 支援専門員の配置、留学先や奨学金情報の提供、留学の事前・事後研修の実施等

② 外国人留学生等の支援体制の構築

外国人留学生の留学を支援する十分な体制を構築している／しようとしているか。また、外国人教員や留学生の配偶者等家族への支援として、例えば言語サポート等、支援の充実を図っているか。

例) 留学生支援員の配置、語学サポート、生活サポート、〇〇国DAYの実施、ホスト・ファミリー制度、会話パートナー等

(4) 語学力関係 (学部・大学院)

① 外国語による授業科目数・割合

外国語 (主に英語) による授業科目 (語学としての授業を除く) の設置を進めているか。その場合、その授業科目数と全科目に占める割合はどの程度か。

(同一の授業科目で複数セクションが設けられている場合、それぞれ独立した授業科目として数に含める。)

② 外国語のみで卒業できるコースの数等

外国語 (主に英語) による授業科目 (語学としての授業を除く) のみで卒業できるコースの設置を進めているか。設置されている場合、当該コース数と全学位コースに占める割合、在籍者数及び全学生に占める割合はどの程度か。

③ 日本語教育の充実

外国人留学生や外国人研究者に対する充実した日本語教育の体制が構築されているか。

④ 学生の語学レベルの測定・把握、向上のための取組

特定の言語について、学生の語学レベルを全学的に測定・把握するとともに、語学力向上のための積極的な取組を、責任をもって戦略的・組織的に実施しているか。その場合、学生の取得すべき外国語力基準の設定及びその対象となる学生数並びに全学生に占める割合はどの程度か。

(5) 教務システムの国際通用性

① ナンバリング実施状況・割合

外国の大学との連携を容易にするとともに、学生の適切な授業科目選択の一助とする観点から、学修の段階や順序等を表して教育課程の体系性を明示し

ているか／する予定があるか。

② GPA導入状況

成績評価について、厳格な成績評価や外国の大学との連携における成績評価の互換性の観点から、全学的にGPA制度を導入しているか。併せて、進級要件や成績低迷者への指導、奨学金支給要件や優秀者表彰など、他の取組と機能的に関連づけて活用しているか。

③ シラバスの英語化の状況・割合

シラバスを全科目のうち何割程度英語化しているか。また、内容について、単なる授業概要にとどまらず、科目の到達目標や学生の学修内容、準備学修の内容、成績評価の方法・基準・配分などが明示されたものとなっているか。
(同一の授業科目で複数セクションが設けられている場合、それぞれ独立した授業科目として数に含める。)

④ 教育プログラムの国際通用性と質保証

学内の教育プログラムが、国際通用性の高い質保証を伴う内容となっているか。例えば、英語で授業を実施する教員の授業運用力向上に関する研修を実施したり、専門課程についてはJABEEやAACSBなど、第三者機関による分野別の認定・認証を受けている等、国際的な通用性及び評価に配慮したのものとなっているか。

(6) 大学の国際開放度

① 柔軟な学事暦の設定の有無

外国人留学生の受入と日本人学生の派遣を促進する上で重要な要素である、学事暦の柔軟化に取り組んでいるか。その場合、どの程度の規模(部局)で実施しているか。

例) 秋入学、クォーター制度の導入、始業期・終業期の変更 等

② 入試における国際バカロレアの活用

大学入学者選抜において、国際バカロレア資格及びその成績(スコア)を積極的に活用し、その旨を募集要項等において具体的に記載しているか。また、帰国生等に限らず、国内の日本人生徒の有資格者を対象に含み、そのことが明示されているか。(昭和54年告示により、IB資格を有する者で18歳に達したものを、大学入学に関し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者として指定済み。)

③ 渡日前入試、入学許可の実施等

外国人留学生の獲得において、渡日前の現地における入学者選抜及び入学許可や、適切な出願・選考スケジュールを実施しているか。

④ 奨学金支給の入学許可時の伝達

外国人留学生の獲得において、奨学金の支給確定の旨を入学許可時に対象者に伝達しているか。その場合、どの程度の規模(全学/特定の部局)で実施しているか。

⑤ 混住型学生宿舎の有無

外国人留学生支援において重要な要素である留学生用宿舎の確保について、当該施設が日本人学生との混住型となっているか。また、その促進についてどのような計画があるか。その場合、対象となる外国人留学生数（大学が用意している宿舎に居住している外国人留学生（学生が独自にアパート等を借り上げている場合は含まない）の内、混住型宿舎に入居している数）及び日本人学生（全日本人学生の内、当該混住型宿舎に入居している数）の数並びにそれぞれの割合はどの程度か。

⑥ 海外拠点の数及び概要

教育研究活動の国際展開の形態の一つとして、海外に常設（原則として拠点の営業日が週3日以上であること）している拠点の数及び概要。なお、他大学との連携により共同で設置している場合も含むものとする。

⑦ 外国人留学生OBの積極的活用

卒業・修了済みの外国人留学生について、例えば外国現地における同窓会組織の設置等ネットワーク化を図り、現地の留学生入試等や日本人学生の派遣に係る支援体制を構築している等、積極的な活用策を展開しているか。

⑧ 外国語による情報発信等

大学の概要のみならず、入試、奨学金、教育プログラム、履修登録、卒業要件、生活支援等、全般にわたり英語を始めとする外国語による情報発信がWEB等においてなされている等、国際的に積極的な広報活動が展開されているか。

2. ガバナンス改革関連

(1) 人事システム

① 年俸制の導入

教職員の流動性向上の観点から、教員及び職員について、それぞれ専任数に占める年俸制適用者の割合はどの程度か。

② テニユアトラック制の導入

教員の流動性向上の観点から、一年間の専任採用者数に占めるテニユアトラック対象者の割合はどの程度か。

③ 国際通用性を見据えた人事評価制度の導入・活用

外国からの教職員雇用を促進するに足る、国際通用性ある人事評価制度を有している／導入するものとなっているか。

例) 全学統一的な評価基準の設定、教育活動の適正な評価、教員同士のピア・レビュー 等

④ 国際通用性を見据えた採用と研修

一定の語学力を要件づける等、国際通用性を見据えた採用やFD・SD等研修がなされているか。

例) 教員採用段階の模擬授業の実施、職員の中期の海外派遣研修 等

(2) ガバナンス

① 事務職員の高度化への取組

「教職協働」に向けた取組として、学長のリーダーシップの補佐とともに教育・学修支援機能の充実という観点から、高度専門職系の職員の安定的な採用・育成に取り組んでいるか、計画があるか。また、目標達成に必要な専任職員像と特に重要なスキルの定義が明確となっているか。加えて、職員の達成すべき外国語力基準を設定し、例えばその学修履歴を人事評価の対象とする等取り組んでいるか。その際、外国語力基準設定の対象となる職員数並びに全職員に占める割合はどの程度か。

例) 国際系アドミニストレーター職員、UEA (University Education Administrator)、レジストラー、アドミッション・オフィサー、専門学位を有したライブラリアンなど

② 具体的ビジョン、中期計画等の策定

各大学（もしくは設置者である大学法人や地方公共団体）において、国際戦略として具体的ビジョンや中期計画等を策定し、構想の実現可能性を説明できる体制となっているか。策定されている場合、本構想がこれらビジョン等と整合性の取れた形となっているか。

③ 迅速な意思決定を実現する工夫

ガバナンス改革の一環として、グローバルな時代に合った迅速な意思決定が可能な全学的な組織構造となっているか。

④ 意思決定機関等への外国人の参画

経営協議会や教育研究協議会などに加え、外部評価委員会等、大学の意思決定機関や評価機関等において、外国人の参画により国際的な見地を確保しているか。

⑤ IR機能の強化・充実

適切なガバナンスを働かせ大学の評価の向上を図るため、大学が自ら置かれている客観的な状況について調査研究し十分に把握する、IR機能の強化・充実を実践しているか。

3. 教育の改革的取組関連

(1) 教育の質的転換・主体的学習の確保

① 学生の実質的学びの時間の確保に関する取組

学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った教育へと質的転換を図るため、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する質を伴った学習時間の実質的な増加・確保への取組がなされているか。

例) アクティブ・ラーニングの導入、教育課程の体系化、全学的な教学マネジメントの確立 等

② 学生の主体的参加と大学運営への反映の促進（学部・大学院）

学内の様々な活動において、学生の参加を促し、また、学生の声を大学運営に反映させる取組を実施しているか。特に、授業活動については、各授業に対する学生からの評価を実施し、教育の質の向上に活用しているか。その場合、全授業科目に占める学生評価実施科目の割合はどの程度か。（同一の授業科目で複数セクションが設けられている場合、それぞれ独立した授業科目として数に含める。）

③ TA活用の実践

TAの活用において、単なる経済視点的及び教務補助的観点ではなく、TA自身にとっても、教育経験を積むことを通じて学修した知識の定着や、全体を俯瞰しながら知識・能力を伝授する大学教員等としての経験醸成等に高い効果があるものとして、積極的・組織的な運用がなされているか。

④ ナンバリング実施状況・割合（再掲）

⑤ GPA導入状況（再掲）

⑥ シラバスの英語化の状況・割合（再掲）

(2) 入試改革

① TOEFL等外部試験の学部入試への活用

入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、TOEFLやIELTS等の結果を、大学院のみならず学部一般入試に活用しているか。その場合、どの程度の規模（全学／特定の部局）で活用しているか。対象となる学部入学定員数及び全入学定員数に占める割合は、どの程度か。

② 多面的入学者選抜の実施

入学志願者の能力、意欲、適性や活動歴などを多面的・総合的に評価・判定する観点から、インターンシップやボランティア活動、海外留学・研修等の評価を入学者選抜に活用し、その旨を募集要項等において具体的に記載しているか。

③ 入試における国際バカロレアの活用（再掲）

(3) 柔軟かつ多様なアカデミック・パス

① 柔軟な転学科・転学部、Late Specialization等

学生本位の視点から、学生の学習ニーズの多様化や学修の過程における将来の進路の変更希望や社会人の学び直しに対応できるよう、柔軟かつ多様なアカデミック・パスを選択できる体制が導入されているか。また、学生に対する進路指導として、ガイドラインの策定やガイダンスの実施等、適切な支援体制が構築されているか。

例) 転学科・転学部の容易化、Late Specialization、アカデミック・アドバイザー制度の導入 等

② 早期卒業・入学、5年一貫制課程等

学生の能力、適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から、柔軟な制度を導入しているか。

例) 早期卒業(学校教育法第 89 条)、早期卒業と博士課程在学期間の特例(大学院設置基準第 17 条)の組み合わせによる 5 年一貫制課程での博士号取得 等

4. その他

(1) 教育情報の徹底した公表

中退率や就職率、卒業生の進路状況等も含め、徹底した情報公開を行っているか。

【共通観点 3】—大学独自の成果指標と達成目標

意欲的かつ挑戦的な独自の定量・定性的成果指標と達成目標が、各大学の構想に応じて設定されているか。

【共通観点 4】—構想実現のための体制構築

構想を推進し実現できるだけの学内体制の整備が計画されているか。環境の変化に応じ自己変革できる体制を構築できているか。また、事業終了後も継続して取り組むものとなっているか。

【個別観点 A-1 (タイプ A のみ)】—国際的評価の向上

国際的評価の向上につながる取組となっているか。

【個別観点 A-2 (タイプ A のみ)】—国際的評価に関する教育・研究力

国際的評価において上位に入るだけの教育・研究力を有しているか。なお、(2)については、大学からの提出によらずに外部の客観的なデータによるものとする。

(1) 国際的評価

① 国際的評価にて強みのある分野の有無

(2) 研究成果等の創出状況

① 論文の被引用状況

② 論文の国際共著状況

③ 共同研究及び受託研究の実績状況

※ 1 (2) ①及び②について、自然科学系は科学技術政策研究所報告「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング 2011」(2012 年 8 月)の公表データを、人文社会科学系についてはトムソン・ロイター社の InCites 提供データによるものとする。

※2 ③については、文部科学省「平成24年度 大学等における産学連携等実施状況について」（2013年12月）によるものとする。

【個別観点B（タイプBのみ）】－大学の特性を踏まえた特徴
各大学の特性を踏まえた、特徴ある取組となっているか。

(10) 費用 Costs

- ① 採択された構想において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適当と考える事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（スーパーグローバル大学等事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

採択された構想の計画のうち、文部科学省等が実施する以下の補助金事業等による経費措置を受けているものと内容が重複する部分は、本事業として経費措置を受けることができません。申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請する実施計画及び資金計画「支援期間における各経費の明細」を作成してください。

- 国際化拠点整備事業費補助金（スーパーグローバル大学等事業を除く）
- 大学改革推進等補助金
- 研究拠点形成費等補助金
- 研究大学強化促進事業
- 国立大学改革強化推進事業
- 国立大学運営費交付金（特別経費）
- 独立行政法人日本学術振興会が実施する国際交流事業の補助金
- 他省庁が実施する補助金 等

- ② 本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添1に示すものとします。

3. 選定方法等 Selection Methods, etc.

(1) 審査手順 Screening Procedures

本補助金交付先の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、提出された申請資料による「書面審査」並びに「ヒアリング審査」の二段階審査を行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される採択候補となった構想を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、採択する構想を決定します。具体的な審査方法等については、「スーパーグローバル大学創成支援審査要項」を参照してください。

なお、本審査に係るヒアリング審査は、概ね8月頃に行われる予定であり、ヒアリング対象となった大学については、別途委員会よりその旨の連絡をいたします。申請資料等の内容について責任をもって対応できる構想責任者や事業の実施担当者等におかれましては、ヒアリングに対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は9月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見等 Comments by the Committee

選定にあたっては、委員会等の審議を踏まえ、留意事項として構想の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

4. 事業の実施 Implementation of the Project

(1) 選定された大学は、事業の実施にあたっては、「3. (2)」に記載する委員会による構想についての改善のための意見等を踏まえて、実施するようご注意ください。

「2. (7)」に記載している事業の評価等においては、この意見への対応状況についても評価の対象となります。

(2) 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとともに、中間評価年度、実施期間終了年度には当該委員会等を開催し、構想に定めた目標達成度合いを含め構想の実現状況につき適切な評価を行った上で、その結果を文部科学省に報告してください。

(3) 上記(2)の他、選定された大学は毎年度、構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は構想責任者に対し、改善を求めることとします。

(4) 本事業による成果については、国民・社会に対する説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会等において発表することとします。

5. 提出書類 Submission of Application Forms

本事業への申請は、独立行政法人日本学術振興会への申請書類（提出書類一式及び電子ファイル）の郵送による提出が必要です。詳細は以下のとおりです。

（１）申請書類

別紙「平成26年度スーパーグローバル大学創成支援構想調書 記入要領」に基づき、本事業の背景等を十分に踏まえて、所定の様式で調書を作成し、大学の設置者から文部科学大臣宛に申請してください。

（２）申請期限・提出先

申請書類の提出は、郵送による方法のみとし、平成26年5月26日（月）から5月30日（金）必着で、下記の提出先に提出してください。郵送にあたっては封筒に「スーパーグローバル大学創成支援申請書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター6階 独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課 スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会事務局 (電話：03-3263-0994)

（３）留意事項

- ① 提出された調書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った構想責任者について、一定期間本事業への参画を制限します。
- ③ 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 委員会で選定されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。
- ⑤ 構想調書以外の申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) をご覧ください。

6. その他 Others

(1) 構想責任者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、構想責任者及び経理事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

② 補助金の経理事務等

本補助金の経理事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 公表等

募集締切り後、申請大学名、構想の名称を公表する予定です。採択された構想については、構想調書も公表する予定です。

採択された大学は、広報資料等の作成、フォーラムの開催等を予定しておりますので、ご協力ください。その際、作成した広報資料等に関する著作権は、文部科学省に帰属するものとします。また、採択大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

採択された大学は、採択後15年間、構想調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め広く国内外に徹底した情報発信を行い、我が国の高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など、日本の社会の国際化の促進に向け、積極的に協力していただくこととします。

(3) その他

本事業については、「日本再興戦略」（平成25年6月）において、「必要な制度の見直しを行い、世界と競うスーパーグローバル大学を創成する」として位置づけられています。これを受け、本事業申請大学のニーズがどこにあるのか把握するため、審査や補助とは関係なく、構想調書において、10年後に真に国際競争力ある大学を目指す上での現行制度についての要望等を、参考までに記入する欄を設けています。

7. 問い合わせ先等 Inquiries, etc.

【公募要領その他の問い合わせ先】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係

(「スーパーグローバル大学創成支援」担当)

電話：03-5253-4111 (内線2625/3352)

FAX：03-6734-3385

WEBサイト：

<http://www.mext.go.jp/>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

【構想調書及び審査・評価に関する問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1 麴町ビジネスセンター6階

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課

(スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会事務局)

電話：03-3263-0994

FAX：03-3237-8015

WEBサイト：<http://www.jsps.go.jp/j-sgu/download.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

経費の使途可能範囲

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。タイプAは、補助対象経費の内数の1割を上限に、間接経費として支出することが可能です。

【物品費】

①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、語学試験の成績管理システムの購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、諸外国の大学の留学等に関する情報提供や帰国後の単位認定に関する指導・助言、帰国後の就職支援等に必要な専任の教職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した海外の学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

本事業を遂行するために直接必要な外注※にかかるとる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※）本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

本事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、会議・レセプションに伴う飲食代（アルコール類は除く）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費※₁、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）※₂などに使用できます。

※1）本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

※2）交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。